議　　題

会計関係部課長会議

１　株式会社ゆうちょ銀行の振替手数料等の支払方法について（岡崎市提出）

【要旨】

本市では、昨年度まで株式会社ゆうちょ銀行の振替手数料等の支払を納税課が各課から事務委任を受け、資金前渡により毎月現金を持ち込んで払込んでいましたが、現金を郵便局に持ち込むことは多忙な中で時間を割かれるばかりか盗難・交通事故等のリスクがあり検討課題でした。

今年度、収入整理事務の一部が会計課に移管され当課職員が支払処理をすることになり処理方法を変更し、ゆうちょ銀行に分任出納員口座を設けて各課から手数料をその口座に振込ませ、支払日に会計課職員が現金を持ち運ぶことなく、郵便局で出金・振込の手続きを行うことにしました。また、支払回数も毎月から半年に１回に変更したところです。

各市の状況をご教授ください。

（１）　事務担当は何課か？

（２）　ゆうちょ銀行への手数料の支払方法は？

（３）　（２）の根拠は何に依っているか？（会計規則等の場合は資料の提供をお願いします。）

２　臨時福祉給付等の現金取扱について（岡崎市提出）

【要旨】

今回の臨時福祉給付金等の支払方法は、基本的には口座振込ですが、現金支給をせざるを得ない場合を想定し、本市では地方自治法施行令第１６１条第１項第１７号の規定に基づいて、岡崎市予算決算及び会計規則の資金前渡のできる経費として、この給付金を特定して規定を設けました。

そのため、事業終了時にも規則改正の事務処理が発生することになります。

準備期間も十分でない中で、規則改正を見落とすことも危惧されるので、こういった性質の現金を予め会計規則に盛り込む方法を考えているところです。

各市の状況をご教授ください。

（１）　臨時福祉給付金等の支払方法はどのようか？

（２）　現金扱いとなる場合の根拠はどのように定めているか？（会計規則等の場合は資料の提供をお願いします。）

３　釣銭等準備金について（豊田市提出）

【要旨】

豊田市では、釣銭等準備金を会計課で用意し、担当部署で保管しています。

釣銭準備金を用意する場合の基準はなく、担当部署からの依頼により会計課から市民課、支所・出張所、図書館などへ、取り扱う件数に応じて２千円から３０万円の釣銭用現金を支払準備金から用意しています。（別紙参照１）

担当部署から、毎月保管状況の報告書（別紙参照２）を提出させていますが、釣銭準備金の取扱いと保管状況の検査の基準はなく、検査は数年に一度行っています。

取り扱っている釣銭準備金に過不足が生じた場合の対応方法を検討しています。

（１）　現金で手数料等を徴収する部署において、釣銭用現金を保管していますか。

（２）　保管している場合、担当部署又は会計課のどちらが用意していますか。

（３）　会計課が用意している場合、どのような基準で、どこの部署に、どの程度（金額）用意していますか。

（４）　現金で手数料を徴収する部署において、釣銭用現金を保管している場合、その現金の取扱いと保管状況の検査を会計課で行っていますか。また、行っている場合、どのような基準で、どのように行っていますか。

（５）　取り扱っている釣銭準備金に、過不足が生じた場合の対応方法をご教示ください。

（６）　釣銭準備金に関する条例、規則、要綱、内規及び資料等があればご恵与ください。

４　その他